

枚方市競争入札参加資格申請

【業種追加】の手引き

(建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等)

- 競争入札参加資格を既に有している方で、既に登録のある登録区分（建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等）内において業種の追加をして競争入札（見積合せを含む。以下同じ。）に参加しようとする方は、次の要領により申請してください。
- 申請方法は、枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力の上、一部の紙書類を郵送する方法とします。必ず郵送していただく紙書類があり、登録フォームへの入力だけでは、申請を受付できませんのでご注意ください。
(枚方市ホームページに登録フォーム入力マニュアルを掲載しています。)
【登録フォーム掲載場所】
枚方市ホームページ→産業・しごと→入札・契約情報→枚方市競争入札資格申請の受付について
- 複数の登録区分（建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等）の業種追加を希望される方は、1回の入力ですべて申請することができます。各登録区分に共通するものについては、登録区分ごとに登録フォームへの入力や提出書類を郵送する必要はありません。
※ただし、登録区分によって登録情報が異なる場合（例：工事→支店登録（受任者設定あり）、その他委託→本店登録（受任者設定なし））は、それぞれの登録区分ごとに申請が必要です。
- 提出書類は、登録区分（建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等）ごとに異なります。
申請を希望する登録区分ごとに必要書類をご確認の上、提出してください。

令和7年（2025年）4月

枚方市 総務部 契約検査課

◆ 2024 年の業種追加の随時受付からの主な変更点 ◆

(建設工事)

・建設工事の業種について

建設工事について、一部業種を見直します。詳しくはP 6 「(3) 注意事項」をご確認ください。

(建設コンサルタント等・その他委託)

・建設コンサルタント等・その他委託の業種について

- ① その他委託「損失補償（支障物件）」を発注条件として発注していた案件は、令和7年度から、建設コンサルタント等「補償コンサルタント」として発注しますので、当該登録が必要となります。
- ② 建設コンサルタント等「建築設計」を発注条件として発注していた建築物点検及び建築設備点検は、令和7年度から、その他委託「523：建築物・建築設備・防火設備点検」として発注しますので、当該登録が必要となります。
- ③ その他委託として発注していた工事に関する調査・計画等の案件は、令和7年度から、建設コンサルタント等として発注しますので、当該登録が必要となります。
- ④ 建設工事「土木一式」登録業者を指名していた埋蔵文化財発掘調査に伴うバックホウの操作委託等の掘削業務は、令和7年度から、その他委託「993：掘削業務」として発注しますので、当該登録が必要となります。
- ⑤ 建設コンサルタント等又はその他委託で発注を行う業務については、原則としてそれぞれの該当業種で登録申請を行っている方のみ入札参加対象とします。
- ⑥ その他委託について、大きく業種を見直します。詳しくは「別表1＜その他委託＞分類表」をご確認ください。
- ⑦ その他委託の申請できる業種数が、細目名（小分類）単位で8業種以内から7業種以内へ変更となります。

(物品等)

・物品等の業種について

物品等について、実情に合わせて業種を見直します。詳しくは「別表2＜物品等＞分類表」をご確認ください。

1. 登録業種追加申請資格（次の条件を満たす者）

建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等それぞれの有資格者名簿に登載されている者

※ 既に登録のある登録区分内における業種の追加（変更は含みません。）のみ可能です。

※ 業種の変更又は当該年度に業種を削除した枠への業種の追加は、年1回（10月頃予定。一斉更新（新規）受付を行う年度を除く。）別途受付します。

※ 「登録区分」（建設工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等）の追加申請については「枚方市競争入札参加申請【補充】」により別途ご申請ください。

2. 申請受付期間

随時。ただし、4年に一度の一斉更新（新規）申請受付開始からその登録までの間（次期一斉更新（新規）申請受付開始は令和10年10月頃、その登録は令和11年4月1日を予定）は、随時登録の申請受付は行いません。

3. 有資格者名簿登録日

申請受付期間（登録フォームに入力及び、郵送書類の消印が期間内のもの※不備のない状態になっていることが必要）	有資格者名簿登録日
4月1日から4月20日	6月1日
4月21日から5月20日	7月1日
5月21日から6月20日	8月1日
6月21日から7月20日	9月1日
7月21日から8月20日	10月1日
8月21日から9月20日	11月1日
9月21日から10月20日	12月1日
10月21日から11月20日	1月1日
11月21日から12月20日	2月1日
12月21日から1月20日	3月1日
1月21日から2月20日	4月1日
2月21日から3月20日	5月1日
3月21日から3月31日	6月1日

3. 申請方法

申請は、登録フォームに必要事項を入力の上、一部の紙書類を郵送する方法とします。

手順① 事前準備



- 1) 提出書類をご準備ください。(必要書類は「9. 提出書類作成要領」を参照)
 - 2) 登録フォームで添付する提出書類をスキャナ・複合機等でデータ化してください。
→手順③にて、データ化した提出書類を登録フォームに添付します。
- ※提出書類のデータ化が難しい場合は、紙書類での郵送可。

手順② 様式データへの入力



様式データ[様式3～9]を枚方市ホームページよりダウンロードして入力してください。
(必要様式データは「9. 提出書類作成要領」を参照)
→手順③にて、入力した各様式データをエクセル形式のまま登録フォームに添付します。
様式データは、紙書類での提出は不可とします。

手順③ 登録フォームへの入力



枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力し、手順①でデータ化した書類データと手順②で入力した各様式データを添付してください。
一度回答を送信したデータの修正は、業者様ではできません。やむを得ず修正が必要な場合は、契約検査課にご連絡ください。

手順④ 紙書類の郵送



- 1) 登録フォームの送信完了画面に表示される「受付番号」を様式1へ入力してください。
- 2) 提出書類[様式1・2]は、下記送付先に必ず郵送してください。
- 3) 登録フォームにデータ添付ができなかった書類があれば、提出書類[様式1・2]と併せて郵送してください。 **※ 持参による受付は行いません。**

【送付先】〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1-20 枚方市役所 総務部 契約検査課
工事係／委託係／物品係 宛

※申請する登録区分の担当宛に送付ください。(複数の場合は同封可)

※封筒には「競争入札参加資格申請(業種追加)書類在中」と明記してください。

※ 郵送提出分については当日消印有効(料金後納郵便不可(消印がない為))

必ず郵送していただく紙書類があり、登録フォームへの入力だけでは、申請を受付できませんのでご注意ください。

手順⑤ 審査結果の確認

登録業種追加審査結果については、登録のメールアドレスへメールで通知します。

5. 提出書類の不備について

- (1) 提出書類に不備があった場合は書類作成担当者に連絡しますので、補正した書類を上記【送付先】まで郵送またはメール（宛先：keiyaku-toroku@city.hirakata.osaka.jp）で提出してください。

6. 注意事項

- (1) データ添付する書類は、それぞれ発行官公署において定めた様式で、かつ明瞭に複写（原寸大）されたものとします。
- (2) 枚方寝屋川消防組合発注の案件は、基本的に枚方市区域の案件を対象とします。

7. 行政書士による代理申請について

- (1) 代理申請する場合は、申請者本人からの申請代理人への委任状（様式2）の原本の提出が必要です。
- (2) 申請書等の内容に係る問い合わせは、申請代理人である行政書士に行います。
- 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受けて報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは行政書士法に違反することとなります。

8. 問合せ先

枚方市役所 総務部 契約検査課

TEL 072-841-1345 FAX 072-841-2015

- ・建設工事について…工事係
- ・建設コンサルタント等・その他委託について…委託係
- ・物品等について…物品係

9. 登録区分 ※登録区分ごとに内容が異なりますので、必ず熟読の上、ご申請ください。

■ 建設工事

建設工事で業種追加・業種変更を希望される方は、以下を確認の上、申請してください。

(1) 有効期間について

有資格者名簿登録日（3. 有資格者名簿登録日参照）から令和11年（2029年）3月31日まで

(2) 建設工事の種類

建設工事の内容を以下のとおり区分します。申請できる業種は、このうちで**2業種以内**です。

- (1) 土木一式 (2) 建築一式 (3) 大工 (4) 左官 (5) とび・土工・コンクリート (6) 石
(7) 屋根 (8) 電気 (9) 管 (10) タイル・れんが・ブロック (11) 鋼構造物 (12) 鉄筋 (13) 舗装
(14) しゅんせつ (15) 板金 (16) ガラス (17) 塗装 (18) 防水 (19) 内装仕上 (20) 機械器具設置

(21) 熱絶縁 (22) 電気通信 (23) 造園 (24) さく井 (25) 建具 (26) 水道施設 (27) 消防施設
(28) 清掃施設 (29) 解体

(3) 注意事項

- ・水道管工事（口径 400mm 以上）については「水道施設」にて発注を行います。
ただし、経過措置として、土木一式の登録でも入札参加可能とします。また、点数は、土木一式の点数区分を使用し、参加する業種の自己の点数を土木一式の点数区分に当てはめます。
- ・水道管工事（口径 400 mm未満）（配水小管を除く。）、上水道に係る管更生工事、上水道に係る管更新工事については「水道施設」にて発注を行います（ただし、管の許可も求めます。）。
ただし、経過措置として、管の登録でも入札参加可能とします。また、点数は、管の点数区分を使用し、参加する業種の自己の点数を管の点数区分に当てはめます。
- ・下水道に係る管更生工事、下水道に係る管更新工事、公共下水道污水切替工事については「土木一式」にて発注を行います。
ただし、経過措置として、管の登録でも入札参加可能とします。また、点数は、管の点数区分を使用し、参加する業種の自己の点数を管の点数区分に当てはめます。
- ・区画線修繕については「塗装」にて発注を行います。

■ 建設コンサルタント等

業務委託（建設コンサルタント等）で業種追加を希望される方は、以下を確認の上、申請してください。

(1) 有効期間について

有資格者名簿登録日（3. 有資格者名簿登録日参照）から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

(2) 業種について

① 土木設計 ② 建築設計 ③ 測量（＊測量法に基づく測量） ④ 地質調査 ⑤ 補償コンサルタント

(3) 注意事項

- ・建築物点検及び建築設備点検の受注を希望する場合は、「その他委託」「523：建築物・建築設備・防火設備点検」で登録申請してください。
- ・不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査・測量業務その他の(1)①～⑤以外の業務委託の受注を希望する場合は、「その他委託」で登録申請してください。
- ・「建設コンサルタント等」で発注を行う業務については、原則として「建設コンサルタント等」で登録を受けた方のみ入札参加対象とします。
- ・補償コンサルタントの業務の受注を希望する場合は、「建設コンサルタント等」の「補償コンサルタント」で登録申請してください。
- ・工事に関する調査・計画等の業務の受注を希望する場合は、「建設コンサルタント等」で登録申請してください。

＜建設コンサルタント等で発注を行う主な業務＞

道路照明灯点検委託、道路施設調査点検委託、路面性状調査業務委託、盛土規制法に基づく基礎調査業務委託等の受注を希望する場合は「土木設計」で、物件調査委託の受注を希望する場合は「補償コンサルタント」で登録申請してください。「公園施設長寿命化計画策定業務委託、水位観測計画策定業務委託、下水道ストックマネジメント計画策定業務委託」等の計画策定業務委託（建設コンサルタントの資格を有する管理技術者を求める案件）の受注を希望する場合は、業務内容に合わせた業種で登録申請してください。

■ その他委託

業務委託（その他委託）で業種追加を希望される方は、以下を確認の上、申請してください。

（１）有効期間について

有資格者名簿登録日（３．有資格者名簿登録日参照）から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

（２）業種について

- ・別表 1「＜その他委託＞業種分類表」を参考にして申請してください。

※令和 7 年度（2025 年度）より、業種の見直しを行っていますので、必ず別表 1「＜その他委託＞業種分類表」をご確認ください。

- ・申請できる業種は、既に登録済みの業種を含め細目名（小分類）単位で 7 業種以内です（※大分類 58「産業廃棄物収集運搬」及び大分類 59「産業廃棄物処分」のみ、小分類「581～582」「591～592」で複数の細目を申請されても 1 業種として数えます。ただし、実績調書および業種申請書は、細目名単位で提出してください。）

※花卉樹木管理（剪定）業務及び除草業務については、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で市内業者*を優先するものとします。（*市内業者とは、本店の所在地が枚方市内にある企業のことを指します。）

また、「花卉樹木管理（剪定）」に登録の場合は、直接雇用する者が造園施工管理技士（1 級または 2 級）または造園技能士（1 級、2 級または 3 級）のいずれかの資格を有していることを条件としますので、上記資格を有していることを証明する書類及び雇用関係を証明する書類（「資格情報のお知らせ」の写し、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの電子データ又は印刷物（保険加入状況の確認に必要な事項以外にマスキングを施すこと。）、「資格確認書」の写し（保険加入状況の確認に必要な事項以外にマスキングを施すこと。）、令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な健康保険被保険者証の写し（その有効期限まで（最長、令和 7 年 12 月 1 日まで）に限る。「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QR コード」にマスキングを施すこと。）、住民税特別徴収税額決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し、雇用保険被保険者証又は離職年月日無記入の雇用保険被保険者資格喪失届様式の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（「被保険者整理番号」及び「基礎年金番号」にマスキングを施すこと。）のいずれか。）を必ず提出してください。

（３）注意事項

- ・「土木設計、建築設計、測量、地質調査及び補償コンサルタント」については「建設コンサル

タント等」で、「リース・レンタル（賃貸借）及び売払い」については「物品等」で登録申請してください。

- ・「その他委託」で発注を行う業務については、原則として「その他委託」で登録を受けた方のみ入札参加対象とします。
- ・令和6年度までその他委託「損失補償（支障物件）」を発注条件として発注していた案件の受注を希望する場合は、建設コンサルタント等の「補償コンサルタント」で登録申請してください。
- ・令和6年度までその他委託として発注していた工事に関する調査・計画等（■建設コンサルタント等(2) 注意事項＜建設コンサルタント等で発注を行う主な業務＞）の受注を希望する場合は、建設コンサルタント等で登録申請してください。
- ・令和6年度まで建設工事「土木一式」登録業者を指名していた埋蔵文化財発掘調査に伴うバックホウの操作委託等の掘削業務の受注を希望する場合は、「993：掘削業務」で登録申請してください。
- ・建築物点検及び建築設備点検業務の受注を希望する場合は、「523：建築物・建築設備・防火設備点検」で登録申請してください。

■ 物品等

物品の購入・修繕・借入・印刷製本、売払い等で業種追加を希望される方は、以下を確認の上、申請してください。

（1）有効期間について

有資格者名簿登録日（3. 有資格者名簿登録日参照）から令和11年（2029年）3月31日まで

（2）業種について

- ・別表2「＜物品等＞分類表」を参考にして、追加希望業種を含めた希望順位で第1希望から順に入力してください。
- ・申請できる業種は、既に登録済みの業種を含め**4業種以内**です。

※令和7年度（2025年度）より、業種の見直しを行っていますので、必ず別表2「＜物品等＞分類表」をご確認ください。

（3）注意事項

「役務の提供」については「その他委託」又は「建設コンサルタント等」で登録申請してください。

9. 提出書類作成要領

(1) 提出書類一覧表

○：必須 △：該当者のみ提出

書 類 名		共通	工事	コンサル	委託	物品	備考
郵送で提出する書類							
1	受付審査票（様式1）	○					
2	行政書士委任状（様式2）	△					原本 ※行政書士による代理申請の場合のみ
登録フォームで提出する書類 ※データでの添付ができない場合は紙書類での郵送可としますが、 <u>様式3～7については、必ず登録フォームにデータ添付してください。</u>							
3	営業登録証明書			△	△	△	営業するにあたって、法令及び条例上、免許等を要する場合のみ
4	【建設コンサルタント等】実績調書（様式3）			○			希望業種ごと
5	【建設コンサルタント等】業種申請書（様式4）			○			希望業種ごと
6	【その他委託】実績調書（様式5）				○		希望業種ごと
7	【その他委託】業種申請書（様式6）				○		希望業種ごと
8	営業実態調書（様式7）					○	
9	建設業者の詳細情報		○				
10	経営事項審査結果通知書（経審）		○				
11	工事経歴書（様式8）		○				希望業種ごと
12	技術者名簿（様式9）		△				希望業種ごと 市内・準市内業者のみ

(2) 提出書類作成上の注意事項

書類名（部数）		説 明
郵送で提出する書類		
1	受付審査票 〔様式1〕 1部	申請者確認欄のみご記入ください。 <u>登録フォームの送信完了後、「受付番号」が表示されますので、本様式に受付番号を必ず記載してください。</u> ※書類に疑義等があった場合は、契約検査課より書類作成担当者（行政書士による代理申請の場合は行政書士）にFAXで連絡します。
2	行政書士委任状 〔様式2〕 原本1部	- 行政書士による代理申請の場合に提出してください。 - 独自の様式がある場合は、指定様式に代えて提出することも可能ですが、宛名は枚方市長・枚方市上下水道事業管理者・枚方市病院事業管理者・枚方寝屋川消防組合管理者の4者連名としてください。 - 職印を押印してください。

登録フォームで提出する書類 ※データでの添付ができない場合は郵送可

3	営業登録証明書 (写し)	当該業務を営業するにあたって、法令及び条例上、免許、許可又は登録を要する場合の証明書。 ・更新が必要な証明書類については、<u>最新のものを提出してください。</u> 【建設コンサルタント等】 建設コンサルタントについて、国土交通省に登録している方は、必ず<u>最新の現況報告書の全文コピー</u>を提出してください。 【その他委託】 補償コンサルタントについて、国土交通省に登録している方は、必ず<u>最新の現況報告書の全文コピー</u>を提出してください。
4	【建設コンサルタント等】 実績調書 [様式3]	・直前4年間の完了業務又は着手した未完了業務について、<u>追加業種ごとに作成</u>し、公共事業、枚方市内、大阪府下の実績を優先して記入してください。 ・独自様式で提出する場合は、希望業種ごとに記載があるものに限り可とします。なお、その場合も、<u>様式3は「別紙のとおり」と記入し、提出してください。</u> <u>※実績が無い場合でも、「実績無し」と記入し提出してください。</u> ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。Excel データのまま提出してください。
5	【建設コンサルタント等】 業種申請書 [様式4]	・<u>追加希望業種ごとに作成</u>してください。技術者は、その分野に関わる資格の名称と取引先となる本社・支店等の所属者数を記入してください。（他分野と重複可） <u>※読み取りソフトで読み取るため、独自様式での提出は不可とします。</u> ・登録フォームにデータ添付してください。 Excel データのまま提出してください。
6	【その他委託】 実績調書 [様式5]	・別表1「<u>＜その他委託＞業種分類表</u>」に従い直前4年間の完了業務又は着手した未完了業務について、<u>追加業種（細目名単位）ごとに作成</u>し、公共事業、枚方市内、大阪府下の実績を優先して記入してください。 （産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分においても、細目名（小分類）単位ごとに作成して提出してください。） <u>※読み取りソフトで読み取るため、独自様式での提出は不可とします。</u> <u>※実績が無い場合でも、「実績無し」と記入し提出してください。</u> ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。Excel データのまま提出してください。
7	【その他委託】 業種申請書 [様式6]	・別表1「<u>＜その他委託＞業種分類表</u>」に従い、<u>追加希望業種ごとに作成</u>してください。技術者は、その業種に関わる資格の名称と、所属者数を記入してください。（他営業種目と重複可） <u>※読み取りソフトで読み取るため、独自様式での提出は不可とします。</u> ・登録フォームにデータ添付してください。 紙提出不可。Excel データのまま提出してください。

8	営業実態調書 [様式7]	・直前の決算期を基準にして、できるだけ詳しく記入してください。 ・取扱品目については、できるだけ詳しく記入してください。 ※読み取りソフトで読み取るため、<u>独自様式での提出は不可</u>とします。 ・登録フォームにデータ添付してください。 - 紙提出不可。Excelデータのまま提出してください。
9	【建設工事】 建設業者の詳細情報	・建設業者の詳細情報を提出してください。 ※国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムから建設業者の詳細情報を取得頂き、提出お願いします。PDFにて提出して下さい。 国土交通省の建設業者の詳細情報取得画面は下記 URL をご利用ください。 https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1 ※建設業許可証明書、建設業許可通知書については提出不要です。 ※有効期限内の通知（証明）書が手元がない（更新手続き中の）場合は、現在の建設業者の詳細情報と更新申請中であることが確認できる書類が必要です。なお、更新後の通知（証明）書が発行され次第、改めて提出をお願いします。
10	【建設工事】 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書（経審）） （写し）	・申請日時点において有効かつ最新の通知書を提出してください。 なお、審査庁の公印が押印されたものの写しに限ります。 ※有効期限は結果通知の上部に記載された「審査基準日」から1年7ヶ月後までです。 ※登録希望業種に関する総合評定値の記載があることを要します。 ※更新手続き中につき、有効期限内のものが手元がない場合は、現在お持ちの経審及び更新中であることが確認できる書類を提出してください。なお、更新後の経審が発行され次第、改めて提出をお願いします。
11	【建設工事】 工事経歴書 [様式8]	・直前4年間の完成工事、着工した未完成工事について、希望業種ごとに作成し、公共工事、枚方市内、大阪府下を優先して記入してください。 ・実績がない場合も希望業種の経歴書に実績なしと記載し提出してください。 ・独自の工事経歴書がある場合は、指定様式に代えて提出することも可能です。 ・登録フォームにデータ添付してください。 - 紙提出不可。データのまま提出してください。
12	【建設工事】 技術者名簿 [様式9] ※市内・準市内業者のみ	・希望業種ごとに、本市と契約を希望する本店又は支店等に所属する建設業に従事している技術者（常時雇用している正社員のみ）を記入してください。 ・営業所技術者等は、営業所技術者等欄に○印を記入してください。 ・最終学校・専攻学科欄は、国家資格を有する技術者の場合は記入の必要はありません。 ・実務経験による技術者の場合は、必ず大学、高等専門学校、高校等の別及び専攻学科を記入してください。なお、学校名は不要です。 ・資格の種類欄は、1、2級土木施工管理技士等の希望業種に応じた資格の名称記入してください。 ・監理技術者の有資格者の場合、監理技術者欄に○印を記入してください。 ・作成時段階で実際に従事できる技術者を記載してください。経審申請時の登録と一致させる必要はありません。 ・登録フォームにデータ添付してください。 - 紙提出不可。データのまま提出してください。

別表1 <その他委託>業種分類表

※ 該当する業種（営業種目）名がない場合は、細目名の「994 その他」を選択し、具体的な業務名を「具体的な業務名」欄に記入してください。網掛けのある業種（営業種目）は「業の許可・資格等」を確認します。

※ 令和7年度より業種の見直しを行っていますので、必ず下記分類表を参照し、該当業種に申請してください。

大分類	業種（営業種目）名	小分類	細目名	説明	申請に必須の許可証、登録証等
50	総合ビル管理	501	総合ビル管理	建物管理、建築物、設備点検の総合的な管理（建築設備点検、建築物環境衛生管理等）等	
51	施設・設備管理	511	機械設備管理・運転操作	機械設備管理（運転管理を含む）、水道施設維持管理、清掃施設運転管理、クレーン点検等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること	
		512	文化・体育施設運営管理	舞台照明・音響・映像操作、プール管理等 （水泳指導、スポーツ指導は 992 その他教育関係 で申請のこと）	
		513	活性炭入替	市施設等の活性炭入替業務	
52	各種保守点検	521	浄化槽清掃・保守点検		浄化槽清掃業許可証 浄化槽保守点検業登録（登録証）枚方市
		522	自家用電気工作物保守点検	キュービクル・発電機等	
		523	建築物・建築設備・防火設備点検	建築物点検、建築設備点検、防火設備点検	
		524	空調・冷暖房設備点検		
		525	消防設備点検	防火対象物点検、消防用設備点検	
		526	通信設備点検	電話機の保守点検、ネット環境保守点検、無線通信設備保守点検等	
		527	ボイラー設備点検		
		528	文化・体育施設保守点検	舞台装置等の保守点検等 （文化・体育施設の 521～527・529 の点検は、それぞれの項目で申請のこと）	
		529	その他保守点検	昇降機保守点検、監視装置保守点検、分析機器保守点検、道路附属物保守点検等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること （クレーン点検は 511 機械設備管理・運転操作、舞台装置等保守点検は 528 文化・体育施設保守点検、通信設備点検は 526 通信設備点検、遊具点検は 572 遊具点検、医療機器点検は 654 医療機器点検、システム・ソフト保守点検は 662 システム・ソフト保守点検で申請のこと）	
53	警備	531	人的警備		警備業認定（認定証）
		532	機械警備		警備業認定（認定証） 機械警備業務開始届出（届出書）
54	各種清掃	541	建物清掃		
		542	路面清掃		
		543	下水道等清掃	高圧洗浄車等を使用する浚渫（清掃）	
		544	貯水槽・受水槽清掃	（建築物飲料水水質検査は 633 で申請のこと）	
		545	その他清掃	※細目欄に具体的な業務名を記入すること	
55	害虫駆除	551	建物害虫駆除	鼠、白蟻、蜂等	
		552	その他害虫駆除	樹木等における害虫駆除等	
56	植物管理	561	花卉樹木管理	剪定、花壇管理等	造園施工管理技士（1級または2級） または造園技能士（1、2または3級） 資格証と雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）
		562	除草		
57	楽器調律・遊具点検	571	楽器調律	※細目欄に具体的な楽器の種類を記入すること	
		572	遊具点検		
58	産業廃棄物収集運搬	581	産業廃棄物収集運搬	大分類で1業種とする	産業廃棄物収集運搬業許可証
		582	特別管理産業廃棄物収集運搬		特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
59	産業廃棄物処分	591	産業廃棄物処分（中間処理）	大分類で1業種とする	産業廃棄物処分業許可証
		592	特別管理産業廃棄物処分（中間処理）		特別管理産業廃棄物処分業許可証

60	一般廃棄物収集運搬	601	一般廃棄物収集運搬		一般廃棄物収集運搬許可証
61	リサイクル	611	リサイクル	カン、ビン、ペットボトル、廃家電等	
62	土地家屋調査・不動産登記・鑑定	621	建設工事に伴う周辺家屋への影響調査		
		622	不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量又は不動産登記	土地家屋調査士、土地家屋調査法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に限る。	土地家屋調査士登録（登録証）
		623	不動産鑑定		不動産鑑定業者登録（証明書）
63	計量証明・検査・測定	631	計量証明（濃度、音圧、振動加速度、熱量）	濃度・特定濃度（大気、水中及び土壌検査）、音圧レベル、振動加速度レベル、熱量（分析機器の保守点検は 529 その他保守点検で申請のこと）	計量証明事業者登録（証明書） ※ダイオキシンは特定濃度の許可がさらに必要
		632	作業環境測定		作業環境測定機関登録（証明書）
		633	建築物飲料水水質検査	（貯水槽、受水槽清掃は 544 で申請のこと）	
		634	建物空気環境測定		
64	各種調査・計画策定・業務運営支援	641	下水管調査	TVカメラ調査、目視、流量	
		642	交通調査		
		643	環境アセスメント調査	電波障害 等	
		644	地下タンク漏洩検査		
		645	文化財発掘調査	（バックホウでの掘削業務は 933 で申請のこと）	
		646	各種行政計画の策定・業務運営支援・市場調査	福祉・防災・環境等の各種計画策定・指導、業務運営のアドバイザー業務、世論調査、アンケート調査、マーケティング 等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること	
65	医療・福祉	647	その他調査	漏水調査、地中探査、非破壊検査、等 ※細目欄に具体的な業務名を記入すること （世論調査、アンケート調査、マーケティングは 646 で申請のこと）	
		651	健康診断	定期健康診断 等	病院又は診療所開設許可証
		652	臨床検査	検体検査 等	衛生検査所登録（証明書）（病院、診療所等を除く）
		653	レセプト点検		
		654	医療機器点検		
66	情報処理	655	介護予防		
		661	システム・ソフト企画・開発	システム開発、ホームページ作成 等	
		662	システム・ソフト保守点検	ソフト・ハード保守点検 等	
67	会議録・翻訳・点訳・音訳	663	その他情報処理	データ入力処理	
		671	会議録作成	録音反訳 ※（翻訳・点訳・音訳業務は 672 翻訳・点訳・音訳）	
		672	翻訳・点訳・音訳		
68	印刷・配布	681	印刷物封入封緘	（電算帳票の印刷のみは、物品で申請のこと）	※プライバシーマーク制度の認証、又は、情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」の認証取得者は提出のこと。
		682	デザイン企画印刷	ポスター・チラシ等作成業務 （デザイン企画を伴わない単なる印刷業務は、物品で申請のこと）	
		683	配布	広報紙配布 等	
69	給食・配食	691	給食・配食	学校給食・患者食調理業務、配食	
70	各種イベント	701	イベント企画運営・会場設営	イベント企画、会場設営	
		702	研修・セミナー等	研修・セミナー・講習の請負 （人材派遣事業は 72 人材派遣で申請のこと）	
71	動画撮影・製作	711	映像・映画製作	映像・映画製作、VR 作製、字幕作成、展示会・イベントでの写真・映像撮影 等	
		712	マイクロフィルム撮影		
72	人材派遣	721	医療事務		労働者派遣事業許可証
		722	窓口・コールセンター・事務処理センター	※請負による委託業務を希望される場合は、「73 業務運営」での登録も必要	
		723	保育業務		
		724	その他人材派遣	運転手、通訳、看護師 等 ※請負による委託業務を希望される場合は、「73 業務運営」での登録も必要	

73	業務運営	731	医療事務		
		732	窓口・コールセンター・事務処理センター		
		733	保育業務		
		734	その他業務運営	事務執行補助 等	
74	保管・運送・運搬	741	倉庫業		倉庫業許可書
		742	物品運搬	引越、物品配送、選挙関連配送 等	一般貨物自動車運送事業許可書又は貨物軽自動車運送事業届出（届出書）又は貨物利用運送事業の登録通知書 ※特定信書便事業の許可がある場合は提出のこと。
		743	旅客・バス運行	通園バス・福祉バス・送迎バス運行 等	一般旅客自動車運送事業許可証又は一般貸切旅客自動車運送事業許可証
		744	介護関連配送	介護用品の配送及び納品業務（要介護者の自宅への配送業務）（単なる介護用品の納品は、物品で申請のこと）	
75	放置自転車等指導・移送	751	放置自転車等指導・移送	自転車等を放置しようとする者に指導・警告（警備業）及び放置されている自転車等の移送（運送業）業務	警備業認定（認定証）及び一般貨物自動車運送事業許可書又は貨物軽自動車運送事業届出（届出書）
76	代理・代行	761	旅行代理業		旅行業者代理業登録（証明書）
		762	広告代理業	市の広報媒体への広告掲載 等	
77	保険	771	損害保険		保険業免許または代理店契約書及び代理店登録されてことを証する書類
78	選挙	781	選挙関連業務	ポスター掲示場設置 等 ※警備や印刷物封入封緘、物品運搬 等、他の細目にあるものは除く	
79	クリーニング	791	クリーニング	衣類・寝具等のクリーニング業務	クリーニング所適合確認書又はクリーニング開設届（または無店舗取次店理業届出書）
99	その他 ※「具体的な業務名」欄に詳細を記入すること。	991	病院関係	（医療事務は 721 又は 731、窓口・コールセンター・事務処理センターは 722 又は 732 で申請のこと。）	
		992	教育関係	水泳指導、スポーツ指導 等 （研修・セミナー等の請負業務は 702 研修・セミナー等で申請のこと）	
		993	掘削業務	バックホウでの掘削業務 等	
		994	その他	（水泳指導、スポーツ指導は 992 その他教育関係、楽器調律業務は 571 楽器調律、窓口・コールセンター・事務処理センター（人材派遣、業務運営）は 722 又は 732 で申請のこと）	

別表2 <物品等>分類表

※小分類コード275、342、413、414は統廃合に伴う欠番です

大分類	小分類	業種名	説 明
01 事務用品 事務機器	211	事務用品	文房具、用紙類、印鑑、ゴム印、封筒、地図、玩具※302以外 等
	212	事務機器・情報処理用機器	シュレッダー、印刷機、紙折機、複写機、電子計算機（パソコン、オフコン等）、プリンター、ネットワーク機器、整理券発行機、パッケージソフトウェア、OA消耗品（インク・トナー含む） 等
	213	スチール事務用品・家具	スチール事務用品、学校机、木製家具 等
	214	図書用品	書架、図書館用ラベル 等
02 繊維製品	221	繊維・ゴム・皮革製品	生地、織物、被服、手袋※291以外、靴、白衣、合羽、靴下、帽子、スリッパ、サンダル、テント※282、304以外 等
	222	寝具・室内装飾品	寝具、カーテン、ブラインド、カーペット、畳、舞台幕、緞帳 等
03 食料品	231	食料品	弁当、飲料、菓子、粉ミルク、お茶 等
04 印刷製本	241	一般印刷	一般印刷、冊子、パンフレット 等※封入封緘は「その他委託」で申請のこと。
	242	封筒印刷	封筒印刷 ※封入封緘は「その他委託」で申請のこと。
	243	電算帳票	電算帳票、記録紙 ※封入封緘は「その他委託」で申請のこと。
	244	特殊印刷	新聞、地図（例、ガイドマップ）、手帳、青写真（例、写真フィルムの現像焼付）、航空写真、シール 等
05 燃料	251	ガス・電力供給	ガス供給、電力供給※売電含む
	252	その他燃料	ガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス、オイル 等
06 自動車	261	車両・バイク・自転車販売	車両販売、特殊車両（建設機器、架装含む）、バイク・自転車販売
	262	車両・バイク・自転車検査・修理・用品販売	修理、改造、車検、定期検査、部品・用品販売
07 理化学機器 空調機器 設備機器	271	理化学機械・環境測定機器	分析機器、光学機器、環境測定機器、試験検査機器・左記機器部品、実験用品※301以外、検査試薬※331以外 等
	272	空調機器	業務用空調機、家庭用空調機
	273	厨房機器	流し台、調理台、厨房用調理機器
	274	視聴覚・音響・放送設備機器	プロジェクター、スクリーン、ビデオカメラ、書画カメラ、デジタルカメラ、DVDプレイヤー、マイク、スピーカー、アンプ、テレビ 等
	276	通信機器	無線機、携帯電話、電話交換機、衛星電話、インカム 等
	277	その他機器	清掃施設機器・部品、焼却炉機器・部品、駐車場機器、水処理機器・部品、脱水機、部品（ろ布等） 等
08 消防用品 防災用品 保安用品	281	消防用品	消火器（詰替え含む）、消防ホース、煙感知器等、避難器具 等
	282	防災用品	災害備蓄品（アルファ化米等）、災害時用テント、災害時用トイレ、救助器具、オイルフェンス 等
	283	保安・防犯用品	保護具（ヘルメット等）、防護服、監視カメラ、防犯灯 等
	284	交通安全用品	バリカー、グレーチング、ポストコーン、フェンス 等
09 日用品 家電	291	日用品	清掃用具・用品、石鹸・洗剤、食器類、トイレットペーパー、ビニール袋、ビニール・ゴム手袋 等
	292	家庭用電化製品	電池、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機 等 ※272～277、301以外
	293	ガス器具	ガスコンロ、湯沸器、ガスメーター 等
10 教材 書籍	301	教材	教材、教育機器、理科実験機器、実習用機器、ミシン 等
	302	保育用品・玩具	保育用品、保育所・幼稚園の玩具
	303	楽器	洋楽器、和楽器、譜面台 等
	304	スポーツ用品・公園遊具	運動器具、武道具、公園遊具、学校園用テント
	305	書籍・図書券	書籍（紙芝居は301教材又は302保育用品・玩具）、図書券、映像DVD 等

大分類	小分類	業種名	説 明
11 看板 建具	311	看板・プレート・旗	看板、掲示板、旗、のぼり、懸垂幕、住所表示板、犬の鑑札 等
	312	建具・シャッター・ガラス	ドア、シャッター、門扉、ガラス 等 ※工事を除く
12 建設資材 工具等 ※交通安全用品は284	321	砂・碎石等	砂、碎石、土、ろ過砂 等
	322	コンクリート・アスファルト	セメント、常温合材、アスファルト混合物、舗装材、生コンクリート、コンクリート二次製品 等
	323	工具・工作用機械	工作用機械器具、工具、電動工具、雑工具 等
	324	産業用機械	ポンプ、発電機器、変電機器、蓄電池 等
	325	木材・鋼材	杉板、角材、鋼板、鉄筋 等
	326	園芸用品・花	種苗、樹木、草花、肥料、造園石材、生花 等
13 医療 福祉	331	医薬品・衛生材料	医薬品、家庭薬、ワクチン、医療用ガス、医療用検査用品、X線フィルム 等
	332	医療機器	治療用機器、生体検査機器、放射線関連機器、手術関係機器 等
	333	福祉機器・介護用品	車いす、段差解消スロープ、介護用品、紙おむつ 等
	334	歯科用品	歯科用品
14 上下水道資材	341	水道資材	直管、継手、異型管、バルブ、仕切弁、消火栓、分水洗、鉄蓋 等
	343	メーター	水道メーター
15 工業薬品	351	化学工業薬品	硫酸、苛性ソーダ、次亜塩素酸ナトリウム 等
	352	工業用ガス	酸素、窒素、ヘリウムガス 等
	353	防疫薬剤	殺虫剤、農薬、除草剤 等
16 記念品 選挙用品 その他	361	記念品・贈答品	記念品、贈答品、美術品、商品券、カタログギフト 等
	362	選挙用品	記載台、投票用紙交付機 他
	363	その他	(物品販売で他の分類に入らないもの)
20 賃貸借	411	医療機器	AED
	412	事務機器・情報処理用機器・通信機器	複写機、ファクシミリ、サーバー、パソコン、電話交換機、携帯電話、机・椅子・ロッカー、システム・ソフトウェア使用 等
	415	自動車・建設機器	普通自動車、トラック、バックホウ、パワーショベル 等
	416	仮設ハウス・トイレ	
	417	その他	空調機器、照明機器、ウォーターサーバー 等(賃貸借で他の分類に入らないもの)
30 売払い	501	自動車・自転車	自転車、自動車 等
	502	鉄くず・非鉄くず	
	503	その他売払い	家電、OA機器、古紙 等

委託業務に係るものは「その他委託」で申請のこと。「その他委託」で発注を行う業務については、原則「その他委託」で登録申請を行っている方のみ入札参加対象とします。

※ 例：電算処理・電算帳票類のブックニング、封入封緘、観光バス運行業務、旅行代理業、デザイン企画印刷、楽器調律、機器類の保守点検（医療機器等）、遊具保守点検、要介護者への介護用品支給業務、クリーニング、活性炭入替業務